

# 昼間流入人口（就労者等）の状況

- 平成27年国勢調査によると、伊方町全体での他市町からの昼間流入人口は、約1,600人／日。
- また、平成28年経済センサスによると、四国電力関連企業及び物流関連企業を中心に461事業所、約3,700人がPAZ内及び予防避難エリアにて就労。
- 就労者の多くは、自家用車又は民間企業が所有するバスを通勤手段としている。

	県内他市町からの 流入人口	県内他市町への 流出人口	差引増△減
いかたちょう 伊方町	1,617人	876人	741人

※平成27年国勢調査従業地・通学地集計 従業地・通学地による人口・産業等集計（総務省統計局）

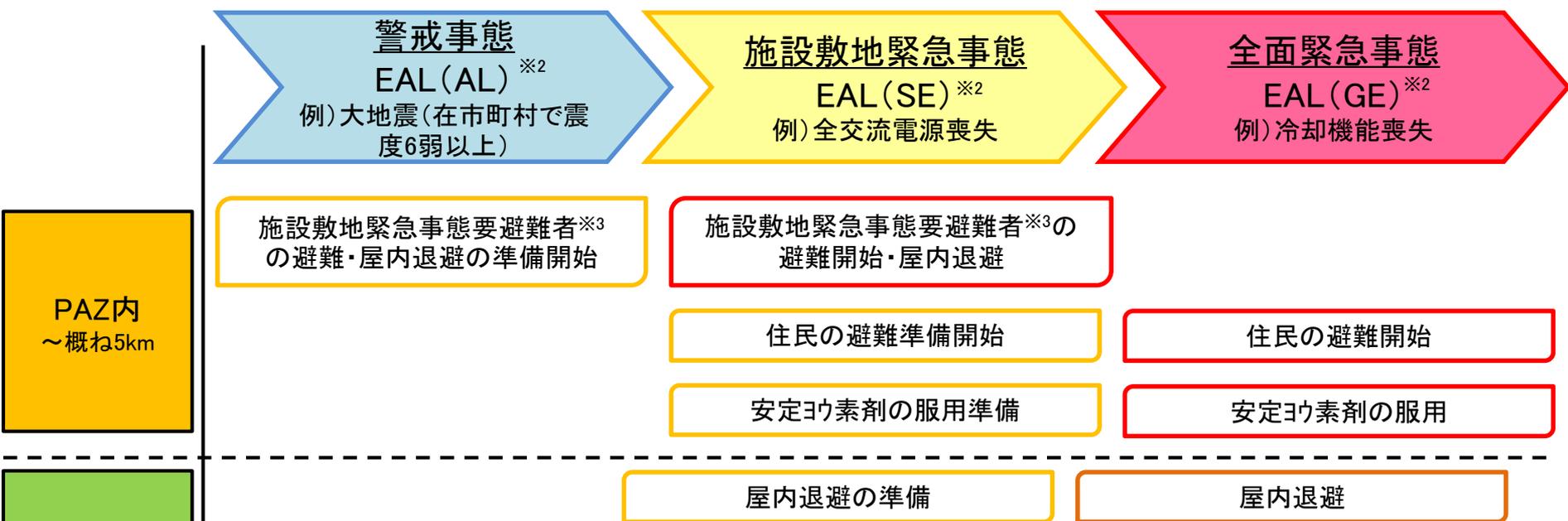
PAZ内及び 予防避難エリア対象地域	事業所数	従業員数
いかた 伊方地域	246	2,650人
せと 瀬戸地域	86	505人
みさき 三崎地域	129	525人
<b>合 計</b>	<b>461</b>	<b>3,680人</b>

※総務省・経済産業省『平成28年経済センサス－活動調査』の調査票情報を基に現地確認を行った上で独自集計したもの

# 3. 緊急事態における対応体制

# 原子力災害対策指針が定める緊急事態の防護措置 (緊急時活動レベル: EAL ※1)

- 緊急事態の初期対応段階においては、放射性物質の放出前から、必要に応じた防護措置を講じることとしている。
- 具体的には、原子力施設の状況に応じて、緊急事態を3つに区分。



PAZ内  
～概ね5km

UPZ内  
概ね5km～30km  
※4

UPZ外  
概ね30km～  
※5

※1 EAL (Emergency Action Level): 緊急時活動レベル  
原子力施設の状況に応じて、避難や屋内退避等の防護措置を実施するための判断基準。

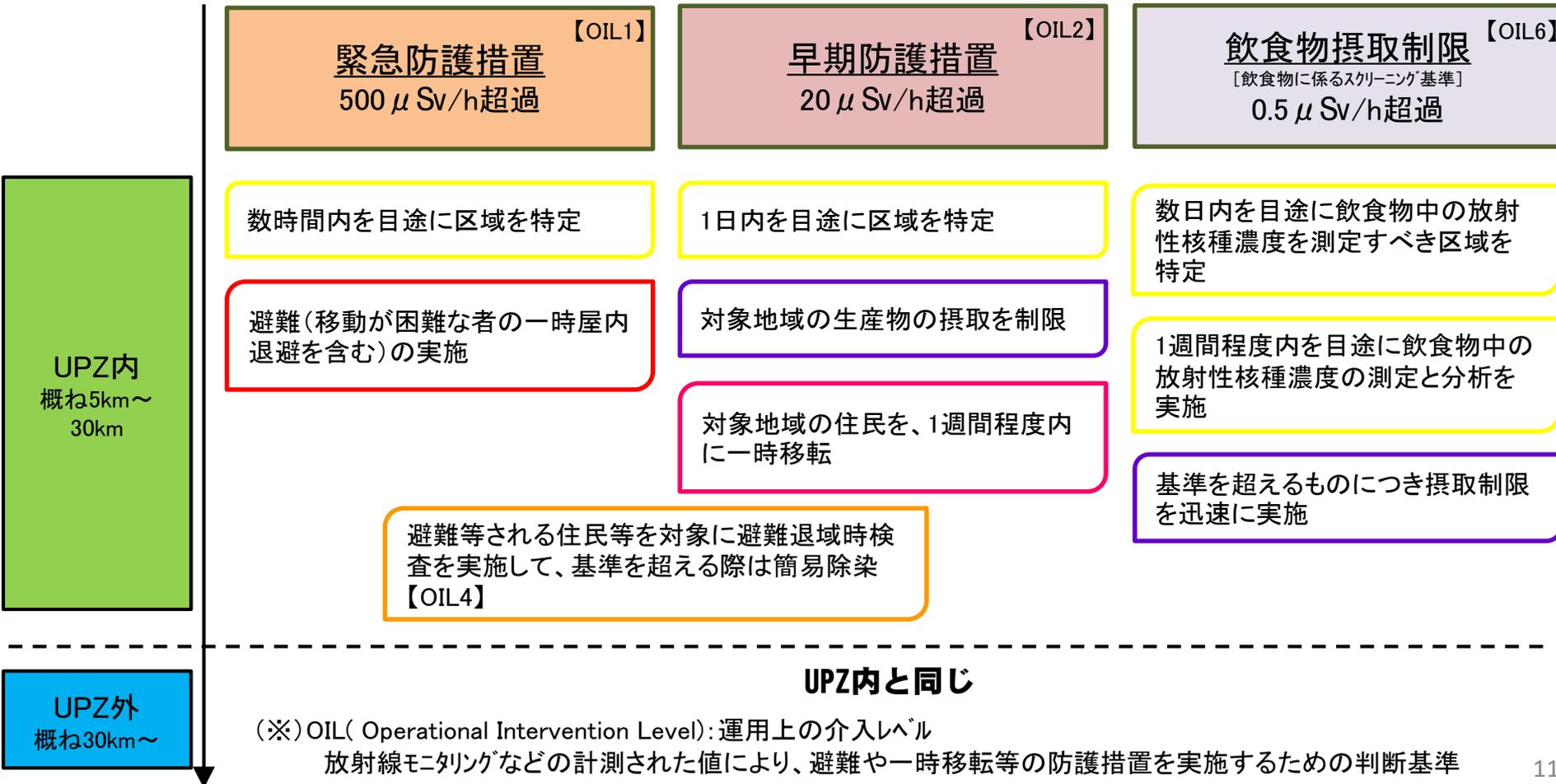
※2 (AL) = Alert (SE) = Site area Emergency (GE) = General Emergency

※3 避難の実施に通常以上の時間がかかり、かつ、避難の実施により健康リスクが高まらない要配慮者(災害対策基本法第8条第2項第15号に定める要配慮者をいう。)、安定ヨウ素剤を事前配布されていない者及び安定ヨウ素剤の服用が不適切な者のうち、施設敷地緊急事態において早期の避難等の防護措置の実施が必要な者。

※4 事態の規模、時間的な推移や現地の状況に応じてUPZ内においても段階的に避難等の予防的防護措置を実施する場合あり。  
なお、伊方町いかたちょうの予防避難エリアについては、PAZに準じた避難等の防護措置を実施。

※5 UPZ内と同様に、事態の進展等に応じて屋内退避を行う場合がある。このため、全面緊急事態に至った時点で、必要に応じて住民等に対して屋内退避を実施する可能性がある旨の注意喚起を行わなければならない。

- 放射性物質の放出後、高い空間放射線量率が計測された地域においては、被ばくの影響をできる限り低減する観点から、数時間から1日以内に住民等について避難等の緊急防護措置を講じる。
- また、それと比較して低い空間放射線量率が計測された地域においても、無用な被ばくを回避する観点から、1週間程度内に一時移転等の早期防護措置を講じる。



# 愛媛県、山口県及び関係市町の対応体制

- ▶ 警戒事態で、愛媛県及び愛媛県内の全ての関係市町は、災害警戒本部(伊方町:災害対策本部)を設置し、山口県及び上関町は警戒態勢をとる。  
かみのせきちよう
- ▶ 施設敷地緊急事態で愛媛県及び愛媛県内の全ての関係市町は、災害対策本部を設置。  
かみのせきちよう
- ▶ 全面緊急事態で、山口県及び上関町は、災害対策本部を設置。  
いかたちよう
- ▶ 関係市町の災害警戒本部(伊方町:災害対策本部)等では、要員参集、情報収集・連絡体制の構築、住民等に対する情報提供をはじめ、PAZ内及び予防避難エリアにおける施設敷地緊急事態要避難者の避難準備を開始。

